

陸上自衛隊達第 24—14 号

自衛隊の旗に関する訓令（昭和 47 年防衛庁訓令第 3 号）の規定に基づき陸上自衛隊の旗に関する達を次のように定める。

昭和 47 年 3 月 17 日

改正	昭和 47 年 7 月 1 日達第 122—88 号	昭和 48 年 2 月 22 日達第 24—14—1 号
	昭和 48 年 3 月 27 日達第 35—2—1 号	昭和 48 年 10 月 16 日達第 122—93 号
	昭和 49 年 1 月 12 日達第 122—94 号	昭和 49 年 5 月 31 日達第 24—14—2 号
	昭和 49 年 7 月 25 日達第 122—98 号	昭和 49 年 9 月 26 日達第 122—99 号
	昭和 50 年 2 月 12 日達第 122—100 号	昭和 50 年 7 月 26 日達第 122—102 号
	昭和 51 年 3 月 5 日達第 122—104 号	昭和 51 年 8 月 20 日達第 122—105 号
	昭和 52 年 2 月 21 日達第 122—106 号	昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—108 号
	昭和 53 年 1 月 28 日達第 24—14—3 号	昭和 55 年 3 月 17 日達第 122—113 号
	昭和 56 年 2 月 23 日達第 122—116 号	昭和 56 年 8 月 18 日達第 122—118 号
	昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号	昭和 58 年 3 月 8 日達第 122—121 号
	昭和 61 年 3 月 19 日達第 24—14—4 号	昭和 61 年 12 月 18 日達第 24—14—5 号
	昭和 63 年 2 月 29 日達第 24—14—6 号	昭和 63 年 3 月 24 日達第 24—14—7 号
	平成元年 4 月 17 日達第 24—14—8 号	平成 2 年 3 月 26 日達第 24—14—9 号
	平成 5 年 3 月 25 日達第 24—14—10 号	平成 6 年 3 月 17 日達第 24—14—11 号
	平成 7 年 3 月 20 日達第 24—14—12 号	平成 8 年 3 月 22 日達第 24—14—13 号
	平成 9 年 3 月 27 日達第 24—14—14 号	平成 10 年 3 月 20 日達第 122—135 号
	平成 11 年 3 月 25 日達第 122—150 号	平成 11 年 11 月 29 日達第 122—153 号
	平成 12 年 3 月 27 日達第 122—157 号	平成 13 年 3 月 27 日達第 122—168 号
	平成 14 年 3 月 27 日達第 122—176 号	平成 15 年 3 月 25 日達第 122—181 号
	平成 16 年 3 月 29 日達第 122—190 号	平成 17 年 3 月 24 日達第 122—194 号
	平成 18 年 3 月 27 日達第 122—205 号	平成 18 年 7 月 26 日達第 122—211 号
	平成 19 年 3 月 27 日達第 122—218 号	平成 20 年 3 月 25 日達第 122—224 号
	平成 21 年 3 月 30 日達第 122—232 号	平成 21 年 7 月 31 日達第 122—235 号
	平成 22 年 3 月 23 日達第 122—241 号	平成 27 年 3 月 23 日達第 122—268 号
	平成 30 年 3 月 27 日達第 122—292 号	

陸上幕僚長 陸将 中村 龍平

陸上自衛隊の旗に関する達

(趣旨)

**第 1 条** この達は、陸上自衛隊において使用する旗の備付け及び使用について必要な事項を定めるものとする。

(国旗)

**第 2 条** 自衛隊の旗に関する訓令（昭和 47 年防衛庁訓令第 3 号。以下「訓令」という。）第 3 条第 1 号に規定する国旗の備付け区分は、別表第 1 のとおりとする。

(指揮官旗並びに隊旗及び学校旗)

**第 3 条** 訓令第 3 条第 5 号に規定する指揮官旗は編制上陸将及び陸将補を長とする部隊に、隊旗はその他の部隊等に備え付けるものとし、別表第 2 のとおりとする。

2 訓令第 3 条第 8 号に規定する学校旗は、各学校に備え付けるものとする。

(国連旗等)

**第4条** 訓令第3条第11号に規定する国連旗等の備え付ける箇所は、陸上幕僚監部及び方面総監部とする。

(他自衛隊と共同して使用する地区の国旗掲揚)

**第5条** 分屯地であって他自衛隊と共同使用している地区の国旗掲揚は、当該分屯地司令が当該地区における他自衛隊の部隊等の長と協議して実施するものとする。

(国旗を掲揚する施設及び時間)

**第6条** 訓令第5条第1項第1号ウ及び同項第2号ウに規定する施設は自衛隊地方協力本部(出張所及び事務所を含む。)及び演習しょう舎とし、掲揚する時間は施設を使用する部隊等の長が定めるものとする。

(国旗を門前等に掲揚する要領)

**第7条** 訓令第5条第3項の規定に基づき国旗を旗ざおに装着して門前等に掲揚する要領は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 1りゅうを使用する場合は、門内等から見て右側に掲揚する。
- (2) 2りゅうを使用する場合は、通常門前等の左右に併立するを例とし、交差するときは、門内等から見て左(旗ざおのものは右)の国旗を内側とする。

(駐屯地等における国旗の掲揚及び降下の要領)

**第8条** 訓令第5条第4項に規定する旗衛隊員をつける場合は、駐屯地又は分屯地において国旗を掲揚及び降下する場合とする。

- 2 駐屯地又は分屯地における国旗の掲揚及び降下は、駐屯地当直司令又は分屯地当直司令が警衛司令の指名する旗手(通常3等陸曹を以て充てる。)1人及び旗衛隊員(通常陸士をもって充てる。)2人に命じて実施するものとする。
- 3 国旗の警衛、掲揚及び降下の要領は次の例による。

- (1) 旗手は国旗を捧(ほう)持し、旗衛隊員は常に旗手の両側にあつて国旗を警衛する。
- (2) 掲揚する場合は、旗手及び旗衛隊員は旗ざおに向かって前進して、その前方3歩に停止する。旗手の左側旗衛隊員は、2歩前進して旗ざおに面して掲索をとく。旗手及び右側旗衛隊員は、前に進み共同して国旗を掲索につける。旗衛隊員は、掲索をたぐり国旗を徐々に旗ざおの頂点まで掲揚し、掲索を旗ざおに固定した後、旗手及び旗衛隊員は、再びもとの位置に整列し、敬礼した後去る。
- (3) 降下する場合は、旗手及び旗衛隊員は、旗ざおの前方3歩に整列し、敬礼した後前号の要領の逆の順序で行い、除々に国旗を降下し、旗手はこれをたんで捧持して去る。

(連隊旗に旗衛隊員をつける場合)

**第9条** 訓令第13条第2項の規定に基づき、連隊旗に旗衛隊員をつける場合は、連隊長が特に必要と認める場合とする。

(隊旗の部隊名の記入要領)

**第10条** 隊旗の左下の空白部には、部隊名を記入するものとし、その記入要領は、次の例によるものとする。

第○普通科連隊第○中隊

附 則

この達は、昭和47年3月17日から施行する。

附 則 (昭和47年7月1日陸上自衛隊達第122—88号)

この達は、昭和47年7月1日から施行する。(ただし書略)

附 則（昭和48年2月22日陸上自衛隊達第24—14—1号）

この達は、昭和48年2月22日から施行する。

附 則（昭和48年3月27日陸上自衛隊達第35—2—1号抄）

1 この達は、昭和48年3月27日から施行する。

附 則（昭和48年10月16日陸上自衛隊達第122—93号）

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則（昭和49年1月12日陸上自衛隊達第122—94号）

この達中、第1条、第6条及び第7条の規定は昭和49年1月21日から、その他の規定は同年3月26日から施行する。

附 則（昭和49年5月31日陸上自衛隊達第24—14—2号）

この達は、昭和49年6月5日から施行する。

附 則（昭和49年7月25日陸上自衛隊達第122—98号）

この達は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則（昭和49年9月26日陸上自衛隊達第122—99号）

この達は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和50年2月12日陸上自衛隊達第122—100号）

この達は、昭和50年3月26日から施行する。（ただし書略）

附 則（昭和50年7月26日陸上自衛隊達第122—102号）

この達は、昭和51年8月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月5日陸上自衛隊達第122—104号）

この達は、昭和51年3月25日から施行する。（ただし書略）

附 則（昭和51年8月20日陸上自衛隊達第122—105号）

この達は、昭和51年8月20日から施行する。

附 則（昭和52年2月21日陸上自衛隊達第122—106号）

この達は、昭和52年3月25日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—108号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和53年1月28日陸上自衛隊達第24—14—3号）

この達は、昭和53年3月31日から施行する。

附 則（昭和55年3月17日陸上自衛隊達第122—113号）

この達は、昭和55年3月25日から施行する。

附 則（昭和56年2月23日陸上自衛隊達第122—116号）

この達は、昭和56年3月25日から施行し、改正後の秘密保全に関する達第30条第1項の規定は、同月1日から適用する。

附 則（昭和56年8月18日陸上自衛隊達第122—118号）

この達は、昭和56年9月21日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号）

1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。

2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。

3 この達施行の際現に保有する旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和58年3月8日陸上自衛隊達第122—121号）

この達は、昭和58年3月24日から施行する。

附 則（昭和61年3月19日陸上自衛隊達第24—14—4号）

この達は、昭和61年3月25日から施行する。

附 則 (昭和61年12月18日陸上自衛隊達第24—14—5号)

この達は、昭和61年12月19日から施行する。

附 則 (昭和63年2月29日陸上自衛隊達第24—14—6号)

この達は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月24日陸上自衛隊達第24—14—7号)

この達は、昭和63年3月25日から施行する。

附 則 (平成元年4月17日陸上自衛隊達第24—14—8号)

この達は、平成元年4月17日から施行する。

附 則 (平成2年3月26日陸上自衛隊達第24—14—9号)

この達は、平成2年3月26日から施行する。

附 則 (平成5年3月25日陸上自衛隊達第24—14—10号)

この達は、平成5年3月30日から施行する。

附 則 (平成6年3月17日陸上自衛隊達第24—14—11号)

この達は、平成6年3月28日から施行する。

附 則 (平成7年3月20日陸上自衛隊達第24—14—12号)

この達は、平成7年3月28日から施行する。

附 則 (平成8年3月22日陸上自衛隊達第24—14—13号)

この達は、平成8年3月29日から施行する。

附 則 (平成9年3月27日陸上自衛隊達第24—14—14号)

この達は、平成9年3月28日から施行する。

附 則 (平成10年3月20日陸上自衛隊達第122—135号)

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則 (平成11年3月25日陸上自衛隊達第122—150号)

この達は、平成11年3月29日から施行する。

附 則 (平成11年11月29日陸上自衛隊達第122—153号)

この達は、平成11年12月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日陸上自衛隊達第122—157号)

1 この達は、平成12年3月28日から施行する。

2 この達の施行の日から檜町駐屯地廃止までの間、第4条の改正規定中「中央業務支援隊」とあるのは「中央業務支援隊及び檜町警備隊本部」に、第5条及び第7条の改正規定中「市ヶ谷駐屯地」とあるのは「市ヶ谷駐屯地及び檜町駐屯地」に、第6条の改正規定中「中央業務支援隊」とあるのは「中央業務支援隊及び檜町警備隊」に、第8条の改正規定中「中央業務支援隊長」とあるのは「中央業務支援隊長及び檜町警備隊長」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則 (平成13年3月27日陸上自衛隊達第122—168号)

この達は、平成13年3月27日から施行する。(ただし書略)

附 則 (平成14年3月27日陸上自衛隊達第122—176号)

1 この達は、平成14年3月27日から施行する。(ただし書略)

2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則 (平成15年3月25日陸上自衛隊達第122—181号)

この達は、平成15年4月1日から施行する。ただし、中央調査隊の情報保全隊への改編等部隊の新・改編に伴う改正規定は、同年3月27日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日陸上自衛隊達第122—190号抄)

1 この達は、平成16年3月29日から施行する。

附 則（平成17年3月24日陸上自衛隊達第122—194号）

この達は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成18年3月27日陸上自衛隊達第122—205号抄）

1 この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月26日陸上自衛隊達第122—211号）

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年3月27日陸上自衛隊達第122—218号）

1 この達は、平成19年3月28日から施行する。

2 この達の施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成20年3月25日陸上自衛隊達第122—224号）

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年3月30日達第122—232号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月31日陸上自衛隊達第122—235号）

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日陸上自衛隊達第122—241号）

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則（平成27年3月23日陸上自衛隊達第122—268号抄）

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日陸上自衛隊達第122-292号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。

## 国旗

種類	備付区分
掲揚用 (祝日用・通常用・ 荒天用)	駐屯地、分屯地、地方協力本部
部隊用	1 陸上幕僚監部、陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部、旅団司令部、団本部、連隊本部、群本部、教育訓練研究本部、学校、分校、補給統制本部、補給処、編制上将補又は1等陸佐を長とする補給処支処、病院及び編制上陸将補を長とする隊本部 2 駐屯地司令及び分屯地司令（前項の部隊及び機関の長が司令を兼務している駐屯地司令又は分屯地司令を除く。）の所属する部隊本部

## 指揮官旗

種類	備付区分
陸上総隊司令官旗	陸上総隊司令部
方面総監旗	方面総監部
師団長旗	師団司令部
旅団長旗	旅団司令部
自衛隊情報保全隊司令旗	自衛隊情報保全隊本部
団長旗	団本部（方面混成団を除く。）、中央情報隊本部、警務隊本部、中央会計隊、中央業務支援隊

## 隊旗

種類	備付区分
群旗	群及び付表に示す部隊
大隊旗	大隊及び付表に示す部隊
中隊旗（甲）	編制上3等陸佐を長とする 中隊及び付表に示す部隊
中隊旗（乙）	編制上1等陸尉を長とする 中隊及び付表に示す部隊

## 群旗・大隊旗・中隊旗（甲）・中隊旗（乙）の備付部隊

区 分	群旗の備付部隊	大隊旗の備付部隊	中隊旗（甲）の備付部隊	中隊旗（乙）の備付部隊
陸上総隊司令部			陸上総隊司令部付隊	
方面総監部			総監部付隊	
師団（第7師団を除く。）	特科隊	偵察隊、機動戦闘車隊、飛行隊、後方支援連隊補給隊、後方支援連隊輸送隊、後方支援連隊衛生隊	司令部付隊後方支援連隊本部付隊、後方支援連隊第1整備大隊施設整備隊、後方支援連隊第1整備大隊通信電子整備隊、後方支援連隊第2整備大隊普通科直接支援隊、後方支援連隊第2整備大隊特科直接支援隊、後方支援連隊第2整備大隊高射直接支援隊、後方支援連隊第2整備大隊戦車直接支援隊、後方支援連隊衛生隊治療隊	後方支援連隊第1整備大隊本部付隊、後方支援連隊第2整備大隊本部付隊、通信大隊本部付隊
第7師団		偵察隊、飛行隊、後方支援連隊補給隊、後方支援連隊輸送隊、後方支援連隊衛生隊	司令部付隊後方支援連隊本部付隊、後方支援連隊第1整備大隊火器整備隊、後方支援連隊第1整備大隊施設整備隊、後方支援連隊第1整備大隊通信電子整備隊、後方支援連隊第2整備大隊偵察直接支援隊	後方支援連隊第1整備大隊本部付隊、後方支援連隊第1整備大隊工作回収隊、後方支援連隊第2整備大隊本部付隊
旅団	特科隊、高射特科隊、後方支援隊、ヘリコプター隊、戦車隊	偵察隊、飛行隊、ヘリコプター隊本部付隊、通信隊、施設隊、ヘリコプター隊飛行隊	司令部付隊後方支援隊輸送隊、後方支援隊衛生隊	後方支援隊本部付隊
方面混成団	混成団本部			
空挺団		後方支援隊		



水陸機動団			本部付隊、後方支援大隊衛生隊	後方支援大隊本部付隊
直轄普通科	対馬警備隊			
直轄戦車	方面戦車隊			
直轄特科	方面特科隊、高射特科隊	地对艦ミサイル連隊直接支援隊、無人偵察機隊	高射特科団本部付隊、無線誘導機隊	
直轄施設				施設団本部付隊
航空	対戦車ヘリコプター隊、ヘリコプター野整備隊、方面航空隊、方面ヘリコプター隊、中央管制気象隊、航空野整備隊(A)、特別輸送ヘリコプター隊	ヘリコプター群飛行隊、ヘリコプター野整備隊、方面航空隊本部付隊、対戦車ヘリコプター隊飛行隊、方面ヘリコプター群飛行隊、方面管制気象隊、航空野整備隊(Aを除く。)、対戦車ヘリコプター隊飛行支援隊、連絡偵察飛行隊、第102飛行隊、編制上2等陸佐を長とする航空隊野整備隊整備隊	ヘリコプター群本部付隊、ヘリコプター野整備隊支援隊、対戦車ヘリコプター隊本部付隊、方面ヘリコプター隊本部付隊、方面管制気象隊基地隊、編制上3等陸佐を長とする航空野整備隊整備隊、編制上3佐を長とする航空野整備隊補給隊	ヘリコプター野整備隊補給隊、編制上1等尉を長とする方面管制気象隊派遣隊、編制上1等陸尉を長とする航空野整備隊補給隊、編制上1等陸尉を長とする航空野整備隊支援隊
直轄通信	通信保全監査隊、電子隊、中央基地システム通信隊、システム防護隊	保全隊、監査隊、作成処理隊、中枢交換通信隊、防護隊、技術隊、システム信務電信隊	システム運営隊、ネットワーク運営隊	通信団本部付隊、中央野外通信群本部付隊、方面通信群本部付隊、基地通信大隊本部付隊、電子隊本部付隊、方面通信群指揮所通信大隊本部付隊、方面通信群通信運用大隊本部付隊、基地システム通信大隊本部付隊、中央基地システム通信隊本部付隊、信務電信隊
化学	中央特殊武器防護隊	特殊武器防護隊、化学防護隊		
武器		不発弾処理隊		

輸送	中央輸送隊、方面輸送隊	中央輸送隊方面分遣隊	中央輸送隊輸送処理隊、中央輸送隊国際輸送支援隊	方面輸送隊本部付隊、方面輸送隊の輸送隊
情報	地理情報隊、基礎情報隊、情報処理隊、方面情報隊	沿岸監視隊、方面情報処理隊、通信情報隊、現地情報隊、無人偵察機隊、移動監視隊	沿岸監視隊派遣隊、中央情報隊本部付隊	
衛生	方面衛生隊、特殊武器衛生隊	野外病院隊	救急車隊	方面衛生隊本部付隊
後方支援	方面後方支援隊	方面後方支援隊戦車直接支援隊、方面後方支援隊全般支援隊、編制上2等陸佐を長とする方面後方支援隊特科直接支援隊	方面後方支援隊本部付隊、方面後方支援隊通信直接支援隊、方面後方支援隊富士教育直接支援隊車両整備大隊、方面後方支援隊普通科直接支援隊、方面後方支援隊高射直接支援隊、編制上3等陸佐を長とする方面後方支援隊特科直接支援隊	方面後方支援隊全般支援大隊本部付隊、方面後方支援隊特科直接支援大隊本部付隊、方面後方支援隊特科直接支援大隊整備隊、方面後方支援隊高射直接支援大隊本部付隊、方面後方支援隊高射直接支援大隊整備隊、方面後方支援隊施設直接支援隊本部付隊、方面後方支援隊施設整備隊、方面後方支援隊施設直接支援大隊、方面後方支援隊富士教育直接支援隊本部付隊、方面後方支援隊富士教育直接支援隊火器整備隊、方面後方支援隊富士教育直接支援隊施設整備隊、方面後方支援隊富士教育直接支援隊通信整備隊、方面後方支援隊特科直接支援隊整備隊
教導部隊	特科教導隊、戦車教導隊、高射教導隊、施設教導隊	偵察教導隊、通信教導隊、武器教導隊、需品教導隊	富士教導団本部付隊、高射教導隊直接支援隊、	幹部候補生学校教導隊

	導隊、部隊訓練 評価隊、方面指 揮所訓練支援隊	導隊、衛生教導 隊、教育支援飛 行隊、部隊訓練 評価隊、教育支 援施設隊、化学 教導隊	衛生教導隊治療 隊	
教育部隊	陸曹教育隊、機 甲教育隊、空挺 教育隊、冬季戦 技教育隊、女性 自衛官教育隊、 国際活動教育 隊、水陸機動教 育隊		特殊作戦群の部 隊（編制上3等 陸佐を長とする 部隊）	
警務	方面警務隊	地区警務隊、本 部付警務隊	編制上3等陸佐 を長とする駐屯 地警務隊及び直 接支援保安警務 隊	編制上1等陸尉 を長とする駐屯 地警務隊及び直 接支援保安警務 隊
会計	方面会計隊	編制上2等陸佐 を長とする会計 隊	編制上3等陸佐 を長とする会計 隊	編制上1等陸尉 を長とする会計 隊
音楽	中央音楽隊	方面音楽隊		音楽隊
その他の部 隊	会計監査隊、シ ステム開発隊、 装備実験隊、飛 行実験隊、部隊 医学実験隊、編 制上1等陸佐を 長とする駐屯地 業務隊	システム開発隊 システム管理 隊、システム開 発隊分析設計 隊、システム開 発隊プログラム 開発隊、編制上 2等陸佐を長と する駐屯地業務 隊	編制上3等陸佐 を長とする業務 隊、対馬警備隊 後方支援隊	